

## 博士学位論文（課程内）審査要旨

申請者： 本柳とみ子（神奈川県立国際言語文化アカデミア講師）

論文題目： オーストラリア・クイーンズランド州の教員養成に関する研究  
－多様性に対応するための資質・能力の形成を中心に－

申請学位： 博士（教育学）

審査員： 主査 長島啓記 早稲田大学教授  
副査 前田耕司 早稲田大学教授 博士（教育学）早稲田大学  
副査 宮崎里司 早稲田大学教授 博士（応用言語学）モナシュ大学  
副査 富田福代 大阪教育大学教授 博士（教育学）ロンドン大学

### 1. 本論文の目的と方法

本論文は、オーストラリアの学校教育において、教員が生徒の多様性（diversity）に対応した教育活動を実施して、公正（equity）を実現するためには、いかなる資質・能力が必要とされ、それがどのように形成されているのかについて、クイーンズランド州を事例として明らかにすることを目的としている。

オーストラリアは、連邦政府が 1970 年代に多文化主義政策を採用して以来、公正を重視する政策を実施してきた。多文化主義は社会における公正の実現を目指し、その公正を実現するためには、移民などがもたらす文化的・言語的多様性への対応が不可欠であると認識し、学校教育では、すべての生徒に対して多文化の価値を醸成する多文化教育（multicultural education）が積極的に実施されてきた。また、近年は、社会的公正をさらに推進するために、文化や言語以外の要素も多様性の重要な側面として包摂し、個々の教育的ニーズに対応するインクルーシブ教育（inclusive education）が推進されている。このように学校教育の流れが多文化教育からインクルーシブ教育へと変わり、文化や言語

を含めた様々な要素を包摂して多様性に対応しようとしているオーストラリアに着目し、教員の資質・能力の形成について検討する。

本論文は、以下の3点を研究課題として設定する。第1は、オーストラリアにおいて社会の多様性が顕在化する中で、学校教育における生徒の多様な背景や教育的ニーズに対応し、社会的公正を実現するために、教員にはどのような資質・能力が必要とされているかを明らかにすること、第2は、それらの資質・能力が養成段階ではいかなるカリキュラムによって形成されているかを分析し、その枠組みを明らかにすること、第3は、教員養成カリキュラムを社会的公正の観点から批判的に評価し、意義と課題を明らかにすることである。事例として検討されるのは、クイーンズランド州である。

第1の課題に対して、①クイーンズランド州の学校教育では、生徒の多様な背景や教育的ニーズに対応するために、どのような政策が策定されているか、②政策では教員にどのような資質・能力が求められているか、③政策で求められている教員の資質・能力は実践ではいかなる場面で必要とされているか、という3つの問いが設定される。第2の課題に対して、①クイーンズランド州の教員養成はどのような制度の下で行われているか、②教員養成カリキュラムはいかなる枠組みで構成されているか、③教員養成カリキュラムには多様性の要素がどのように組み込まれ、カリキュラムにはいかなる特質がみられるか、という3つの問いが設定される。

## 2. 本論文の構成

本研究は2つの柱から成り、序章と終章を含め、全7章から構成される。第1の柱は、学校教育において生徒の多様な背景や教育的ニーズに対応し、社会的公正を実現するために必要とされる教員の資質・能力についてであり、第1章と第2章でこれを論じている。第2の柱は、クイーンズランド州の教員養成における資質・能力の形成についてであり、第3章から第5章でこれを論じている。論文全体の構成は以下の通りである。

### 序章 研究の目的と方法

#### 第1節 問題の所在と研究の目的

#### 第2節 先行研究の批判的考察

#### 第3節 本研究の枠組み

#### 第4節 本論文の構成

- 第1章 多様性に向けた教育政策と教員の資質・能力
  - 第1節 社会の多様性と学校教育
  - 第2節 多様性に向けた教育政策と教員の資質・能力
  - 第3節 教員の資質・能力とその形成
  - 第4節 政策で求められる教員の資質・能力
- 第2章 多様性に対応した実践と教員の資質・能力
  - 第1節 クイーンズランド州の学校教育
  - 第2節 州の教育改革と学校教育
  - 第3節 州立学校における実践と教員の資質・能力
  - 第4節 実践において必要とされる教員の資質・能力
- 第3章 クイーンズランド州の教員養成制度
  - 第1節 教員養成の歴史的変遷
  - 第2節 クイーンズランド州の教員養成・登録・採用・研修制度
  - 第3節 クイーンズランド州における教員養成制度の特質
- 第4章 中等教員養成カリキュラムの構成
  - 第1節 1980年代から1990年代の中等教員養成カリキュラム
  - 第2節 2009年度の中等教員養成カリキュラム
  - 第3節 カリキュラムの枠組み
  - 第4節 カリキュラムの構成
- 第5章 多様性の視点から見た中等教員養成カリキュラム
  - 第1節 カリキュラムにおける履修内容の変容
  - 第2節 「教職専門性スタンダード」における多様性の視点
  - 第3節 2009年度のカリキュラムにおける履修内容
  - 第4節 多様性の視点から見たカリキュラムの意義と課題
- 終章 結論と研究の意義・課題
  - 第1節 本研究の目的と概要
  - 第2節 結論
  - 第3節 研究の意義
  - 第4節 今後の課題と展望

### 3. 本論文の概要

本論文の概要を章ごとに示せば、以下のようである。

#### (1) 序章 研究の目的と方法

序章では、問題の所在と研究の目的を示した後、多様性やインクルーシブ教育など主要な概念について説明している。さらに、先行研究について、日本におけるオーストラリアの教育に関する研究、多様性と教員の資質・能力に関する研究、多様性に対応できる教員の養成に関する研究という3つの領域に分け、批判的に考察している。多様性と教員の資質・能力の形成については、多文化教育やインクルーシブ教育の分野で多くの研究が行われているが、教員養成カリキュラムを多様性の視点から検討し、その意義と課題を明らかにする研究は十分に行われているとはいえない。

本研究は、クイーンズランド州の教員養成を対象としている。連邦制国家であるオーストラリアでは、教員養成制度は州ごとに異なっているが、クイーンズランド州を事例とする理由として、同州が過去においては他州に比べて移民や難民の受け入れは少なく、多文化教育への取り組みもそれほど積極的ではなかったが、近年は、アジアやアフリカなどからの移民や難民が増加し、文化的・言語的多様性が急速に顕在化していること、1990年代の終わりから、教育における不公正の是正を重視する改革を進めてきていること、インクルーシブ教育を推進し、教員養成にも重点を置いていることなど挙げている。

#### (2) 第1章 多様性に向けた教育政策と教員の資質・能力

第1章では、クイーンズランド州の学校教育における多様性の諸側面について考察し、多様性がどのように顕在化し、教員にはどのような資質・能力が求められているかについて、政策面から検討している。

クイーンズランド州では、社会の多様性が文化や言語をはじめとして幅広い分野で顕在化している。学校教育においても、生徒の背景として文化や言語、宗教、信条、価値、ジェンダー、社会経済的状況、学習能力や居住地など様々な要素が複合し、教育的ニーズも重層化しており、教員にはこれまでとは異なる対応が求められるようになっている。

歴史的にみると、1901年にオーストラリア連邦が成立し、白豪主義を採用した連邦政府は「移民制限法」や「帰化法」を制定し、排他的移民政策を実施した。しかし、第二次世界大戦後は、労働力不足などにより、大量の移民導入計画を実施し、ヨーロッパだけでなくアジアにまで移民の受け入れ範囲を広げた。移民に対する同化政策がとられたが、1960

年代半ばになると同化政策に行きづまりが出始め、連邦政府は、1971年にESL（第二言語としての英語）教育を中心とする移民の生徒のための教育プログラムの提供を決定した。1972年の労働党政権の誕生後、多文化主義教育政策が展開され、1979年には多文化教育に関する報告書「多文化社会のための教育」（「マクナマラ報告」）が公表された。1970年代から1980年代にかけては、学校教育においても多文化教育が積極的に推進された。

1980年代後半からは、多文化教育が州レベルを中心として行われるようになった。クイーンズランド州では、1957年から30年以上続いてきた保守党政権に代わって、1989年に労働党が政権について以降、社会的公正に向けた多様な取り組みが加速された。教育の分野においても、「社会的公正計画」（1992年～）、「教育における文化的・言語的多様性政策」（1998年）、「インクルーシブ教育声明」（2005年）が示され、実施されてきている。同州では、生徒の多様な背景やニーズを学習に影響を及ぼす重要な要素として捉え、社会的公正の視点から多様性に適切に対応することに重点を置き、すべての生徒が学校から排除されることなく適切な指導を受けられるインクルーシブ教育が奨励されている。また、これらの政策に示される教員の資質・能力には、多様性への対応という点で共通性が見られる。

### （3）第2章 多様性に対応した実践と教員の資質・能力

第2章では、クイーンズランド州の学校制度について整理した後、州政府が実施している教育改革の動向を分析し、改革によって学校教育にどのような変化がみられるか検討している。また、州政府が多様性をどのように捉えており、それが学校現場での実践にどのようなかたちで具現化されているかを明らかにしている。

クイーンズランド州の教育改革は、科学技術の発展を目指す州政府の大規模な改革の一環として行われており、特に、理数系の重視、リテラシーやニューメラシーなど基礎学力の向上、第12学年の残留率や修了率の向上が重点課題とされ、改革推進に向けて多様性への対応は不可欠だと認識されている。連邦レベルでの全国共通の学校教育目標の提示（「ホバート宣言」（1989年）、「アデレード宣言」（1999年）、「メルボルン宣言」（2008年））や連邦教育省による教員の資質向上など全国的な重点目標の提示（2003年）といった動きと並行して、クイーンズランド州では1990年代後半から教育改革が実施され、基礎学力の向上や中等教育修了率の向上などが目指されてきた。「クイーンズランド州の教育2010」プロジェクト、「将来に向けた教育および訓練の改革」（2002年～）などにおいて

も、多様性への対応とインクルージョンが重視されている。こうした改革の流れを受けて、学校教育においても、社会的公正の実現に向けてインクルーシブ教育が推進され、教員には多様性に適切に対応できる資質・能力が求められている。

これらを踏まえて、州立学校における多様性に対応する実践事例として、ブリスベン近郊の中等学校(多様化に対応した教科カリキュラム)、ケアンズの北に位置する中等学校(多様化に向けたカリキュラム改革)、ゴールドコーストの中等学校(多様な教育的ニーズに対応した教育実践)、ローガンの中等学校(マイノリティの生徒に対する支援プログラム)の4校を取り上げている。これらの学校では、政策を反映した教育活動が幅広く行われており、政策で求められている教員の資質・能力は実践においても様々な場面で必要とされている。

#### (4) 第3章 クイーンズランド州の教員養成制度

第3章では、クイーンズランド州における教員養成の歴史的流れを概観した後、教員養成に関連する諸制度を個別に検討し、その特質を明らかにしている。さらに、制度全体の枠組みを検討し、多様性の視点がどのように組み込まれているかについて分析している。

オーストラリアの教員養成は、1850年代半ば以降の見習い制度による養成から、1870年代、1880年代以降の教員養成カレッジにおける養成、1920年代から1930年代にかけての大学での中等教員の養成といった変遷をたどり、第二次世界大戦後は各州で大学の拡充が進められ、大学と高等教育カレッジとの「二元制」による養成を経て、大学における養成が基本となった。

##### <教員養成制度>

クイーンズランド州の教員養成は、基本的に大学で行われている。教員養成プログラムは、就学前教育、初等教育、中等教育、職業教育などが設定されており、各プログラムはさらに教科によってコースが細分化されている。大学の教員養成プログラムの認定は、「教職専門性スタンダード」「プログラムガイドライン」「認定のプロセス」から構成される認定ガイドラインに基づいて、教員登録機関が行っている。なお、クイーンズランド州の「教職専門性スタンダード」は、2002年に初めて策定され、2006年に改訂された。「スタンダード1」から「スタンダード10」まであり、各スタンダードはタイトル(例えば「個人や集団の興味を引きつける柔軟な学習を構成し、実施する」と、「知識」「実践力」「価値」の3つの分野から構成されている。また、「教職専門性スタンダード」は、①教授・学習、

②学校内外における関係性、③反省的实践と専門性の向上の3つの領域に分けられている。10項目のスタンダードは相互依存の関係にあり、それぞれの要素が統合されて、教員に必要な資質・能力を形成するものとされている。

#### <教員登録制度>

クイーンズランド州は、オーストラリアで最も早く教員登録制度を導入した州である。オーストラリアでは1960年代頃から教員及び教員養成の質に関わる議論が起り始め、クイーンズランド州においても、教員の資質・能力を社会に対して保証し、教職を専門職として位置づけるために教員登録制度の実施が検討され、1973年に導入された。その後、教員登録を規定する法令として、「1988年教育（教員登録）法」、「1999年教育（教員登録）条例」が制定された。教員登録制度の特質として、登録制度によって教員養成プログラムとその修了生の資質・能力が保証されていること、新規登録教員だけでなく、教職に就いているすべての教員の資質・能力を保証し、不適格な教員の存在を認めないということなどが挙げられる。

#### <教員採用制度>

州立学校の教員採用は、教育省の責任において、地方事務所が実施する。統一した採用試験などは行っておらず、学校をベースとして審査委員会が設置され、個々の応募者について審査が行われる。臨時的雇用以外の雇用形態を希望する場合はすべて審査が必要とされている。なお、採用は欠員に応じて行われるため、年度、地域、あるいは学校によって採用者数には違いがある。

#### <教員研修制度>

オーストラリアでは、教員の養成教育とともに現職教育が重視されている。教員研修はさまざまな形態で実施されており、実施する機関も各種存在する。国としての統一した制度は存在しないが、連邦政府は教員の資質向上のための予算援助を積極的に行っている。クイーンズランド州教育省は、教員研修のスタンダードを作成している。

### (5) 第4章 中等教員養成カリキュラムの構成

第4章では、中等教員養成カリキュラムの構成面に焦点を当て、まず1980年代から1990年代にカリキュラムの構成がどのように変容してきたかを検討し、次に、州内の3つの大学の現在（2009年度）のカリキュラムを分析、比較し、それぞれがどのように構成されているか明らかにしている。

クイーンズランド工科大学およびその前身の機関の1980年代から1990年代の中等教員養成カリキュラムの変遷をたどると、教科専門科目、教職専門科目、教育実習という構成は共通しているが、養成期間の3年から4年への延長、教育実習の実施時期の変更、選択科目の減少、履修内容の変化（例えば、キャリア教育や特別ニーズ教育の導入）などがみられる。

クイーンズランド工科大学、グリフィス大学、ジェームズ・クック大学の2009年度の中等教員養成カリキュラムを比較すると、中等教員養成プログラムの認定ガイドライン（「教職専門性スタンダード」「プログラムガイドライン」「認定のプロセス」から構成される）がカリキュラムを構成するための共通の基準となっており、「教職専門性スタンダード」が教員養成の成果目標とされ、設置科目や履修内容、教育実習の日数など各大学のカリキュラムには共通性が見られる。その一方で、大学の教育理念、学生や教員の特性、沿革や立地条件、地域性などが反映され、独自性も見られる。また、カリキュラムは教科専門科目、教職専門科目、教育実習から構成されており、履修科目は系統的に一貫性をもって配列され、必要とされる資質・能力が確実に修得できるような構成となっている。教育実習がカリキュラムの中心に位置づけられ、実習を通じた理論と実践の融合が目指されている。

#### （6）第5章 多様性の視点から見た中等教員養成カリキュラム

第5章は、中等教員養成カリキュラムの内容面に焦点を当て、カリキュラムに多様性の要素がどのように組み込まれているか検討している。まず、1980年代、1990年代の中等教員養成カリキュラムの変容を検討し、次に、第4章で取り上げた3つの大学の2009年度の中等教員養成カリキュラムにおける教職専門科目の履修内容を、多様性の視点から、シラバスや授業での配布資料等に基づき分析し、2006年に実施した科目担当教員や学生へのインタビュー、講義やチュートリアルへの参加経験の結果も含めて検討している。

1980年代から1990年にかけての教職専門科目の履修内容を分析すると、1980年代には多文化教育からのアプローチが主流であり、文化的・言語的多様性に焦点が当てられることが多かったが、その後は文化や言語だけでなく、民族、宗教、信条、価値、ジェンダー、障害、貧困など様々な要素を包摂するインクルーシブ教育に焦点が移り、個々の生徒の教育的ニーズへの対応に重点が移行している。また、集団よりも個人に焦点を当てて社会的公正の実現が目指されるような内容になっており、さらに、多様性の要素が複数の科目に組み込まれ、カリキュラム全体でこれを扱う「統合アプローチ」の傾向が強まっている。



る。

クイーンズランド工科大学など 3 つの大学の中等教員養成プログラムの分析を通して、多様性の視点から見た中等教員養成カリキュラムの特質として、以下の点を挙げる。①「教職専門性スタンダード」に組み込まれた多様性の要素が教員養成の成果目標としてカリキュラム全体に浸透し、スタンダードに示される多様性への対応能力の形成も目指すカリキュラムとなっている。②教職専門科目の中には多様性を主要なテーマとする必修科目が 1 科目は必ず設定されているとともに、その他の科目にも多様性と社会的公正の要素が幅広く組み込まれ、学校現場で必要な多様性への対応能力が全科目を通して多面的に修得されるようなカリキュラムとなっている。③体系的かつ一貫性のある科目配列により、多様性に関して必要とされる知識と実践力も段階的かつ確実に修得できるようなカリキュラムとなっている。④教育実習をカリキュラムの中心に配置することにより、多様性についても理論と実践の融合が目指されている。

また、教員登録機関による報告書「教員養成における社会的公正」（1995 年）で示された「推奨事項」に基づき評価項目と評価基準を設定し、中等教員養成カリキュラムを社会的公正という視点から分析している。

#### （7）終章 結論と研究の意義・課題

終章では、本研究全体を総括するとともに、研究で明らかになった知見を提示し、序章で設定した 3 つの研究課題について論じながら結論を導いている。

第 1 の研究課題は、オーストラリアにおいて社会の多様性が顕在化する中で、学校教育における生徒の多様な背景や教育的ニーズに対応し、社会的公正を実現するために、教員にはどのような資質・能力が必要とされているかを明らかにすることであり、①クイーンズランド州の学校教育では、生徒の多様な背景や教育的ニーズに対応するために、どのような政策が策定されているか、②政策では教員にどのような資質・能力が求められているか、③政策で求められている教員の資質・能力は実践ではいかなる場面で必要とされているか、という 3 つの問いが設定された。

これらの問いについて、まず、クイーンズランド州の学校教育においては、文化的・言語的に多様な集団の教育的不利益を是正し、すべての生徒に対して多文化の価値を醸成する多文化教育から、どのような背景を有する生徒もすべて学校教育に包摂し、多様な背景や教育的ニーズに対応して学業の達成を促すインクルーシブ教育に焦点が移行している。

次に、政策では教員にも多様性に対応できる資質・能力が求められており、いずれの政策においても共通する資質・能力として以下の点が示されている。すなわち、すべての生徒に対して高い期待を持ち、肯定的態度を示すこと、生徒の多様な背景や教育的ニーズを的確に把握し、ニーズに応じた指導を行うこと、教育的ニーズに対応できるインクルーシブなカリキュラムを構成し、それを効果的に実施すること、他の教職員・保護者・地域・外部の関係機関との協働体制を構築し、連携して教育活動を行うこと、自らに課せられた職務を、倫理に則り、責任をもって遂行することである。

第2の研究課題は、それらの資質・能力が養成段階ではいかなるカリキュラムによって形成されているかを分析し、その枠組みを明らかにすることであり、①クイーンズランド州の教員養成はどのような制度のもとで行われているか、②教員養成カリキュラムはいかなる枠組みで構成されているか、③教員養成カリキュラムには多様性の要素がどのように組み込まれ、カリキュラムにはいかなる特質がみられるか、という3つの問いが設定された。

これらの問いについて、まず、教員養成制度は教員に関わるその他の制度、すなわち教員登録制度、教員採用制度、教員研修制度と密接に結びついている。教員養成プログラムの修了者が教職につくためには教員としての登録が必要とされるが、教員養成プログラムは教員登録機関により認定されている。また、教員採用は養成内容を踏まえて行われ、特に教育実習での実践内容が重視されている。「教職専門性スタンダード」は州における教員養成の理念を具体化し、新任教員に求められる最低限の資質・能力を示すものと認識されており、教員の養成、登録、採用、研修の制度において成果目標や評価基準として機能している。この「教職専門性スタンダード」には多様性や社会的公正の要素も幅広く組み込まれていることから、多様性は教員に関わる制度全体で重視されているといえる。

次に、中等教員養成カリキュラムを構成面から分析すると、第1に、「教職専門性スタンダード」が養成の成果目標となっており、学生がスタンダードの達成を目指して各科目を履修するようにカリキュラムが構成されている。第2に、履修科目が系統的かつ一貫性を持って配列され、必要とされる資質・能力が段階的かつ確実に修得できるようなカリキュラムとなっている。第3に、教育実習がカリキュラムの中心に位置づけられ、理論と実践の融合を目指す構成となっている。

さらに、中等教員養成カリキュラムを多様性という視点からみると、「教職専門性スタンダード」に組み込まれた多様性への対応能力が養成の成果目標としてカリキュラム全体

に浸透している。教職専門科目の中には多様性を主要なテーマとする科目が1科目以上必ず設定されているとともに、その他の科目にも多様性の要素が幅広く組み込まれ、学校現場で必要とされる資質・能力が全科目を通して多面的に修得できるようにカリキュラムが構成されている。体系的で一貫性のある科目配列により、多様性に対応するために必要な知識と実践力が段階的かつ総合的に修得できるカリキュラムとなっている。カリキュラムの中心に教育実習を位置づけ、多様性に関しても理論と実践の融合が目指されている。

第3の課題は、教員養成カリキュラムを社会的公正の視点から評価し、カリキュラムの意義と課題を明らかにすることであった。

クイーンズランド州の教員養成カリキュラムは、多様性を重視した構成となっている。社会的公正を実現するためには多様性への対応が不可欠であり、社会的公正の問題に対する学生の意識を高める科目が設定されており、教育実習においても、社会的公正の問題にどのように取り組んでいくべきか学ぶことができるようになっている。

#### 4. 総評

本論文は、オーストラリアの学校教育において、生徒の多様性に対応した教育活動を実施し、公正を実現するために、教員にはどのような資質・能力が必要とされるのか、また、その資質・能力はどのように形成されるのかについて、クイーンズランド州を事例として明らかにしようとした。

本論文の成果として、第1に、連邦レベルおよびクイーンズランド州の教育政策の展開を、政策文書を中心として詳細に分析したこと、分析に際して多様性と社会的公正という概念を用い、多文化教育からインクルーシブ教育へという展開を跡付けたことが挙げられる。その際、多様性を文化的・言語的多様性に限定せず、個々の生徒の背景の違いから生ずる差異（difference）と捉え、差異が派生する要因に社会経済的階層、障害、居住地など多様な要素を含めた。

第2に、クイーンズランド州を事例として、教員に関わる諸制度、すなわち大学における教員養成、教員登録、教員採用、教員研修の制度を一体のものとして捉え、その全体像を明確にしたことである。また、教員に関わる制度全体において「教職専門性スタンダード」が大きな役割を果たしていること、教員養成カリキュラムにおいてのみならず、教員登録制度など教員に関わる各制度において共通の成果目標や評価基準として活用されていることを明らかにしたことも高く評価される。オーストラリアの教員養成制度は州ごとに

異なっているが、本研究の成果を基にして研究を他州にも広げ、オーストラリア全体の教員養成制度を明らかにすることが期待される。

第3に、中等教員養成カリキュラムについて、大学のシラバス等を丹念に分析することを通して、その構成・内容を明確にしたことである。クイーンズランド州の大学のカリキュラムが1980年代、1990年代にどのように変容してきたか分析し、また、現在（2009年度）の中等教員養成カリキュラムの構成について、教科専門科目、教職専門科目、教育実習から構成されていること、教育実習がカリキュラムの中心に位置づけられていて、理論と実践の融合が図られていることなどを明確にした。

第4に、中等教員養成カリキュラムを多様性の視点から詳細に分析することにより、「教職専門性スタンダード」に組み込まれた多様性の要素が成果目標としてカリキュラム全体に浸透していること、教職専門科目に多様性を主要なテーマとする科目が含まれていること、多様性に関して必要とされる知識や実践力が確実に修得できるようなカリキュラムとなっていることを明らかにした。

これらの成果は、現在も改革が進行中のオーストラリアの教員養成制度について、多様性という概念を切り口として、連邦政府・州政府の政策、大学の中等教員養成カリキュラムだけでなく、教員登録制度、教員採用制度など広範に検討することにより可能になった。

このような成果の一方で、いくつかの課題も見受けられる。まず、学校でのフィールドワークや教員養成を担当する大学教員等関係者へのインタビューは行ってきているが、それを論文に十分に活かすことができなかった。次に、「資質・能力」などいくつかの概念について、より厳密な検討・分析が必要である。また、教員養成カリキュラムの分析が州内の大学の比較にとどまっているが、クイーンズランド州以外の州でも様々な教育改革が進行しており、州間比較を通してさらなる研究が期待される。

これらの課題については申請者自身も十分に意識しているところであり、本論文の成果をもとに今後の研究の一層の展開と成果に期待したい。

以上により、審査員一同、本論文は「博士（教育学）」を授与するに十分な水準に達しているとの結論を得たことを報告する。

以上